

# 第3節 市 税

## 1 税 率（令和4年度）（税務部 税務運営課、法人諸税課、市民税課）

税 目		税 率		
市 民 税	個人	均 等 割	年 額 3,500円	
		所 得 割	税 率 100分の8	
	法 人	均 等 割	「算額」の額と「資本金等の額」と「資本準備金の額」の合計額 のいずれか大きい額	50億円超 従業者数の合計数 50人以下 年額 410,000円
				10億円超50億円以下 50人超 年額 3,000,000円
				1億円超10億円以下 50人以下 年額 410,000円
				1,000万円超1億円以下 50人超 年額 1,750,000円
				1,000万円以下 50人以下 年額 160,000円
				50人超 年額 400,000円
	人	法 人 税 割	法人税額×8.4/100	ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下の法人は、8.4/100で計算した税額からその税額の2.4/8.4を控除した額
				なお、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度又は連結事業年度については8.4を12.1に平成26年9月30日以前に開始する事業年度又は連結事業年度については8.4を14.7に読み替える
（注）平成27年3月31日以前開始の事業年度又は連結事業年度については、資本金等の額 公共法人で均等割が課税されるもの 公益法人等で均等割が課税されるもの 人格のない社団等で収益事業を行うもの 年額 50,000円 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型を除く） 保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人				
固定資産税		100分の1.4		
軽 自 動 車 税 （ 種 別 割 ）	原動機付自転車 （総排気量0.125リットル以下のもの または定格出力が1キロワット以下のもの）	総排気量が0.05リットル以下のもの 年額2,000円		
		または定格出力が0.6キロワット以下のもの		
		2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの 年額2,000円		
		または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの		
	軽 自 動 車	2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの 年額2,400円		
		または定格出力が0.8キロワットを超えるもの		
小 型 特 殊 自 動 車	3輪以上のもの（車室を有するもの、または輪距のうち最大のものが0.5メートルを超えるもの）で、総排気量が0.02リットルを超え、0.05リットル以下のもの 年額3,700円			
	または定格出力が0.25キロワットを超え、0.6キロワット以下のもの			
2輪の小型自動車	2輪（側車付を含む）のもので、総排気量が0.125リットルを超え、0.250リットル以下のもの 年額3,600円			
農耕作業用のもの 年額2,400円				
その他のもの 年額5,900円				

（次頁へ続く）

(前頁の続き)

税 目		税				率		
軽自動車税 (種別割)	軽自動車			平成27年3月31日までに新車新規登録済みの車	平成27年4月1日以後に新車新規登録した車	新車新規登録以後13年を超える車※1		
				3輪のもので総排気量が0.660リットル以下のもの	年額 3,100 円	年額 3,900 円	年額 4,600 円	
		4輪以上のもの (総排気量が0.660リットル以下のもの)	乗	自家用	年額 7,200 円	年額 10,800 円	年額 12,900 円	
				営業用※2	年額 5,500 円	年額 6,900 円	年額 8,200 円	
			貨物用	自家用	年額 4,000 円	年額 5,000 円	年額 6,000 円	
	営業用※2	年額 3,000 円		年額 3,800 円	年額 4,500 円			
	軽自動車グリーン化特例 (税率の軽減) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車新規登録した車(翌年度に限る)			電気自動車・天然ガス軽自動車(概ね75%軽減)※3	ガソリン車・ハイブリッド車※4			
					概ね 50% 軽減※5	概ね 25% 軽減※6		
		3輪のもので総排気量が0.660リットル以下のもの	乗	営業用※2	年額 1,000 円	年額 2,000 円	年額 3,000 円	
			上記以外		年額 1,000 円	特例対象外		
乗			自家用	年額 2,700 円	特例対象外			
	営業用※2	年額 1,800 円	年額 3,500 円	年額 5,200 円				
4輪以上のもの (総排気量が0.660リットル以下のもの)	貨物用	自家用	年額 1,300 円	特例対象外				
		営業用※2	年額 1,000 円	特例対象外				
市 た ば こ 税	1,000本につき 6,552円 (令和3年10月1日現在)							
事 業 所 税	資 産 割	1平方メートルにつき600円						
	従 業 者 割	従業者給与総額の100分の0.25						
都 市 計 画 税	100分の0.3							
入 湯 税	1人、1日につき 75円							

※1 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、対象外

※2 営業用とは、自動車検査証に「事業用」と記載されている車両

※3 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る。

※4 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成した車両に限る。

※5【乗用】令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成

※6【乗用】令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

## 2 市税の内訳 (税務部 税制課)

単位：千円

税 目				令和4年度 当初予算額
市 民 税	個 人	現年課税分	均等割	1,332,525
			所得割	57,853,761
		滞納繰越分	476,681	
	小計		59,662,967	
	法 人	現年課税分	均等割	2,317,938
			法人税割	6,735,445
滞納繰越分		11,061		
小計		9,064,444		
計				68,727,411
固 定 資 産 税	純資 産 定 税	現年課税分	土地	22,814,340
			家屋	24,372,975
			償却資産	10,957,772
		滞納繰越分	327,230	
	小計		58,472,317	
国有資産等所在市町村交付金				891,489
計				59,363,806
軽 車 自 動 税	環境性能割			89,930
	種 別 割	現年課税分		1,300,463
		滞納繰越分		18,439
		小計		1,318,902
計				1,408,832
市たばこ税				5,927,131
入湯税				259
特別土地保有税				-
事 業 所 税	現年課税分		5,204,250	
	滞納繰越分		22,161	
	計		5,226,411	
都 計 画 市 税	現年課税分		10,955,015	
	滞納繰越分		69,502	
	計		11,024,517	
合 計				151,678,367

### 3 納税義務者数、税額、徴収率（税務部 税制課）

（現年課税分）

単位：件、千円

区 分			令和3年度	区 分			令和3年度
市 民 税	個 人 市 民 税	普通徴収	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	104,325 11,274,384 10,813,859	市たばこ税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	351 5,762,318 5,762,309
		特別徴収	納税義務者数 特別徴収義務者数 調 定 額 収 入 済 額	332,380 58,788 49,191,602 49,183,879	入 湯 税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	1 272 272
		計	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	436,705 60,465,986 59,997,738	特 別 土 地 保 有 税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	0 0 0
	法 人 市 民 税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	19,712 8,841,232 8,827,350	事 業 所 税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	1,321 5,201,123 5,175,309	
固 定 資 産 税	純固定 資産税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	282,384 56,975,517 56,726,961	都 市 計 画 税	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	(253,970) 10,639,497 10,582,749	
	交付金	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	10 895,425 895,425	合 計	納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	943,136 150,140,340 149,307,452	
軽自動車税		納税義務者数 調 定 額 収 入 済 額	202,652 1,358,970 1,339,339	徴収率 (%)	市 税 現 年 課 税 分 滞 納 繰 越 分	98.6 99.4 65.1	

（注）1. 軽自動車税の調定額および収入済額には、環境性能割を含んでいる。

2. 都市計画税の納税義務者数の（ ）書きは、固定資産税と同時徴収のため、合計欄の納税義務者数に含んでいない。

#### 4 市税事務所（所在地 北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1）

市税事務所（三国ヶ丘庁舎）では、主に賦課・徴収事務を担当している。

各区市税の窓口では、一般的な申告、届出、納付に関する窓口業務を担当している。

名称	係（担当）	電話番号
法人諸税課	総務諸税係（軽自動車税・市たばこ税・入湯税）	072-231-9741
	法人課税係（事業所税）	072-231-9742
	法人課税係（法人市民税）	072-231-9743
市民税課	管理係	072-231-9754
	市民税第一係（堺区・西区）	072-231-9751
	市民税第二係（中区・南区）	072-231-9752
	市民税第三係（東区・北区・美原区）	072-231-9753
	特別徴収係	072-231-9755
固定資産税課	管理係	072-231-9766
	土地第一係・家屋第一係（堺区）	072-231-9761
	土地第二係・家屋第二係（中区・東区）	072-231-9762
	土地第三係・家屋第三係（西区・南区）	072-231-9763
	土地第四係・家屋第四係（北区・美原区）	072-231-9764
	償却資産係	072-231-9765
納税課	管理係・納税支援係・徴収支援係	072-231-9775
	納税第一係（堺区・西区）	072-231-9771
	納税第二係（中区・南区）	072-231-9772
	納税第三係（東区・北区・美原区）	072-231-9773
	市外納税係	072-231-9774
	徴収第一係	072-231-9776
	徴収第二係	072-231-9777
税務サービス課	（堺区）市役所本館 8 階	072-228-7459
	（中区）中区役所 1 階	
	（東区）東区役所 1 階	
	（西区）西区役所 1 階	
	（南区）南区役所 2 階	
	（北区）北区役所 2 階	
	（美原区）美原区役所 1 階	

※各区市税の窓口は、外線の電話番号なし。